

流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容
の一部変更について

平成20年第3回沖縄県議会（定例会）で乙第17号議案をもって議決された流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収に係る議決内容の一部を次のように変更する。

「1 中部流域下水道（那覇処理区）

関係市町	負担金の算定方法	負担率（％）
那覇市	事業費から国庫補助金額を控除した額の2分の1に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	70.10
浦添市		10.94
豊見城市		11.24
南風原町		7.72

を

「1 中部流域下水道（那覇処理区）

関係市町	負担金の算定方法	負担率（％）
那覇市	事業費から国庫補助金額を控除した額の2分の1に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	69.30
浦添市		10.64
豊見城市		12.61
南風原町		7.45

に、

「2 中部流域下水道（伊佐浜処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
浦添市	事業費から国庫補助金額を控除した額の2分の1に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	18.07
宜野湾市		24.76
沖縄市		31.23
嘉手納町		5.65
北谷町		11.35
北中城村		4.28
読谷村		4.66

を

「2 中部流域下水道（伊佐浜処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
浦添市	事業費から国庫補助金額を控除した額の2分の1に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	17.21
宜野湾市		24.21
沖縄市		29.63
嘉手納町		5.79
北谷町		12.77
北中城村		4.81
読谷村		5.58

に変

更する。

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

中部流域下水道の全体計画の見直しにより、関係市町村の建設負担金の負担率を変更するため、下水道法第31条の2第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。